

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

- A 1 次の記述は、無線局の予備免許について、電波法（第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- (1) 工事落成の期限
- (2) □ A
- (3) 呼出符号（標識符号を含む。）呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- (4) □ B
- (5) 運用許容時間

総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、□ C を延長することができる。

A	B	C
1 周波数の許容偏差	空中線電力の許容偏差	の(1)の期限
2 周波数の許容偏差	空中線電力	の(5)の時間
3 電波の型式及び周波数	空中線電力の許容偏差	の(5)の時間
4 電波の型式及び周波数	空中線電力	の(1)の期限

- A 2 無線設備の変更の工事を行うことについて総務大臣の許可を受けた免許人は、その無線設備を運用するためには、電波法（第18条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 2 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なく、その工事の結果を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 登録点検事業者又は登録外国点検事業者の検査を受け、無線設備の変更工事の結果が電波法第3章に定める技術基準に適合していると認められなければならない。
- 4 無線設備の変更の工事を実施した旨を無線業務日誌に記載し、その後最初に行われる電波法第73条第1項の検査（定期検査）において、総務大臣の確認を受けなければならない。

- A 3 次の記述は、周波数の安定のための条件について、無線設備規則（第15条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り □ A の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り □ B の変化によって影響を受けないものでなければならない。

移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る □ C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 電源電圧又は負荷	外囲の温度若しくは湿度	動作環境の変化
2 電源電圧又は負荷	外囲の温度若しくは湿度	振動又は衝撃
3 外囲の温度若しくは湿度	電源電圧又は負荷	振動又は衝撃
4 外囲の温度若しくは湿度	電源電圧又は負荷	動作環境の変化

- A 4 次に掲げる無線従事者の資格のうち、総務大臣が船舶局無線従事者証明を行わないものはどれか、電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 第三級総合無線通信士
- 2 第三級海上無線通信士
- 3 第四級海上無線通信士
- 4 第一級海上特殊無線技士

A 5 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことができる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。）に施設する空中線電力 □ A □ ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）

に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）

- (1) 船舶に施設する空中線電力 □ A □ ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- (2) 陸上に開設する無線局の空中線電力 □ B □ ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの
- イ 海岸局の無線設備の操作（漁業用の □ C □ のモールス符号による通信操作を除く。）
- ロ 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作
- (3) レーダーの外部の転換装置で □ D □ に影響を及ぼさないものの技術操作

	A	B	C	D
1	500	125	海岸局	電波の質
2	500	250	海岸局以外の海岸局	分解能
3	250	125	海岸局以外の海岸局	電波の質
4	250	250	海岸局	分解能

A 6 次の記述は、無線局の運用に関して述べたものである。電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A 7 次の記述は、船舶局の運用について、電波法（第62条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、□ A □ のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために □ B □ ことができる。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、□ C □ 又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

	A	B	C
1	受信装置	必要な措置をとることを求める	通信の順序若しくは時刻
2	受信装置	運用の中止を命令する	通報の送信速度若しくは通信方法
3	無線電話の送受信装置	必要な措置をとることを求める	通報の送信速度若しくは通信方法
4	無線電話の送受信装置	運用の中止を命令する	通信の順序若しくは時刻

A 8 無線局は、無線電話通信において、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、無線局運用規則（第26条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 他のいずれの無線局も応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 3 応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して、次の呼出しのために待機していなければならない。
- 4 応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 5 呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A 9 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における送信の終了、受信証及び通信の終了について、無線局運用規則（第36条から第38条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

(1) こちらは、そちらに送信するものではありません

(2) □ A

通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

(1) 相手局の呼出名称 1回

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 1回

(4) □ B 1回

(5) 最後に受信した通報の番号 1回

国内通信を行う場合においては、(5)に掲げる事項の送信に代えて受信した通報の通数を示す数字1回を送信することができる。

通信が終了したときは、「□ C」を送信するものとする。

A	B	C
1 受信しましたか	受信完了	さようなら
2 受信しましたか	「了解」又は「OK」	通信終了
3 どうぞ	受信完了	通信終了
4 どうぞ	「了解」又は「OK」	さようなら

A 10 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信に関して述べたものである。電波法（第66条から第68条まで）の規定に照らし、誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに
応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定め
るところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- 4 無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信した
ときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方
法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまで
の間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A 11 遭難している船舶の船舶局（以下「遭難船舶局」という。）が無線電話により行う遭難呼出しにおいて、順次送信すべき事項として正しいものはどれか。無線局運用規則（第76条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- | | | | |
|---|---------------------|------------|------------------|
| 1 | メ-デ-（3回以下） | こちらは（1回） | 遭難船舶局の呼出名称（3回以下） |
| 2 | 捜索救助機関の無線局の呼出名称（3回） | こちらは（1回） | 遭難船舶局の呼出名称（3回） |
| 3 | 各局（3回） | メ-デ-（3回） | こちらは（1回） |
| 4 | 各局（3回以下） | メ-デ-（3回以下） | こちらは（1回） |
| 5 | メ-デ-（3回） | こちらは（1回） | 遭難船舶局の呼出名称（3回） |

A 12 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信の使用電波について、無線局運用規則（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海上移動業務において、無線電話を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、□A又は通常使用する呼出電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

海上移動業務において、無線電話を使用して医事通報に係る緊急呼出しを行った場合における当該医事通報の送信又は既に送信した緊急通報の再送信は、□Bの規定にかかわらず、□Bにより行うものとする。

海上移動業務において、モールス無線電信又は無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、□Cの規定にかかわらず、□Bにより行うものとする。ただし、□Cにより安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

- | | | |
|-----------------------------------|----------|----------------|
| A | B | C |
| 1 F3E電波156.8MHz | 通常通信電波 | F3E電波156.8MHz |
| 2 F3E電波156.8MHz | 別に告示する電波 | A3E電波27,524kHz |
| 3 A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz | 通常通信電波 | A3E電波27,524kHz |
| 4 A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz | 別に告示する電波 | F3E電波156.8MHz |

A 13 次に掲げるもののうち、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当しないものはどれか、電波法（第80条）の規定に照らし1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 3 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- 4 無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたとき。

A 14 次の記述は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号について、国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために□Aこと並びにこれらの信号を発射する□Bするために協力することを約束する。

- | | |
|------------|---------------------|
| A | B |
| 1 有用な措置をとる | 自国の管轄の下にある局を探知し及び識別 |
| 2 有用な措置をとる | すべての局を探知 |
| 3 規制を強める | 自国の管轄の下にある局を探知し及び識別 |
| 4 規制を強める | すべての局を探知 |

- A 15 次の記述は、時計及び業務書類の備付け等について、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、正確な時計及び□A□その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

無線局に備え付けておかなければならない免許状は、□B□のある場所（船舶局にあつては、□C□、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあつてはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあつては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A	B	C
1 無線検査簿、無線業務日誌	無線設備	航海船橋
2 無線検査簿、無線業務日誌	主たる送信装置	通信室内
3 免許状、電波法及びこれに基づく命令の集録	無線設備	通信室内
4 免許状、電波法及びこれに基づく命令の集録	主たる送信装置	航海船橋

- B 1 次の記述のうち、総務大臣が無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の免許の申請書を受理したときに、電波法（第7条）の規定により審査する事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア その無線局の業務を遂行するに足る財政的基礎があること。

イ 周波数の割当てが可能であること。

ウ 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

エ その無線局を運用するに足る技術的能力があること。

オ 工事設計が電波法第3章に定める技術基準に合致すること。

- B 2 次の記述は、一般通信方法について、無線局運用規則（第16条、第21条から第23条まで及び第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線電話通信における通報の送信は、□ア□行わなければならない。

無線局が無線機器の試験又は調整のための電波を発射するときに送信する「□イ□」の連続及び自局の呼出名称1回の送信は、10秒間を超えてはならない。

海上移動業務における呼出しは、□ウ□反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

無線電話通信においては、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「□エ□」を送信するものとする。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに□オ□しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

1 1分間以上の間隔をおいて2回	2 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	3 了解
4 原則として1分間50字の送信速度で	5 2分間以上の間隔をおいて3回	6 どうぞ
7 周波数を変更	8 本日は晴天なり	9 ただいま試験中
10 その呼出しを中止		

- B 3 次に掲げる事項のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものとして無線局運用規則（第71条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

ア 安全呼出し又は安全通報の送信

イ 遭難呼出し又は遭難通報の送信

ウ G1B電波406.025MHz又は406.028MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A3X電波121.5MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報の送信

エ 緊急呼出し

オ 船位通報の送信

- B 4 次の記述は、検査について、電波法（第73条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに□ア（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を□イの総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に□イの場合においては、□ウの規定にかかわらず、□ウことができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、□エの規定により総務大臣が通知した期日の□エ前までに、当該無線局の無線設備等について、第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、□オの規定にかかわらず、その□オを省略することができる。

- | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------------|
| 1 全部 | 2 1箇月 | 3 時計及び書類 | 4 その時期を延期し、又は省略する |
| 5 計器及び予備品 | 6 3箇月 | 7 その検査を省略する | 8 一部 |
| 9 運航を休止中 | 10 外国地間を航行中 | | |

- B 5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定により、船舶局の無線業務日誌に記載しなければならないものを1、記載を要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整のための通信を行った場合における通信の開始及び終了の時刻
- イ 安全通報を受信した場合における自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
- ウ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- エ 自局の船舶の航行中午前零時及び正午におけるその船舶の位置
- オ 送受信装置の電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細（電源用蓄電池を充電したときは、その時間、充電電流及び充電前後の電圧の記載を含む。）